

(4) 認知症対応型共同生活介護

- ①基本報酬の見直し
- ②夜間の支援体制の充実
- ③看取り介護加算の充実
- ④ユニット数の見直し
- ⑤同一建物に併設できる施設・事業所の範囲の見直し
- ⑥介護職員処遇改善加算の拡大（別掲）
- ⑦サービス提供体制強化加算の拡大（別掲）
- ⑧小規模多機能型居宅介護事業所との併設型における夜間の職員配置の緩和（別掲）

①基本報酬の見直し その1

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。

認知症対応型共同生活介護費(1日につき)				認知症対応型共同生活介護費(1日につき)			
改正前				改正後			
認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) (1ユニット)	要介護1	805	単位	認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) (1ユニット)	要介護1	759	単位
	要介護2	843	単位		要介護2	795	単位
	要介護3	868	単位		要介護3	818	単位
	要介護4	886	単位		要介護4	835	単位
	要介護5	904	単位		要介護5	852	単位
認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) (2ユニット以上)	要介護1	792	単位	認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) (2ユニット以上)	要介護1	747	単位
	要介護2	830	単位		要介護2	782	単位
	要介護3	855	単位		要介護3	806	単位
	要介護4	872	単位		要介護4	822	単位
	要介護5	890	単位		要介護5	838	単位
介護予防認知症対応型共同生活介護費(1日につき)				介護予防認知症対応型共同生活介護費(1日につき)			
改正前				改正後			
介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2	801	単位	介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2	755	単位
	要支援2	788	単位		要支援2	743	単位

①基本報酬の見直し その2

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。

短期利用共同生活介護費(1日につき)				短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)			
改正前				改正後			
短期利用共同生活 介護費(Ⅰ) (1ユニット)	要介護1	835	単位	短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) (1ユニット)	要介護1	787	単位
	要介護2	873	単位		要介護2	823	単位
	要介護3	899	単位		要介護3	847	単位
	要介護4	916	単位		要介護4	863	単位
	要介護5	934	単位		要介護5	880	単位
短期利用共同生活 介護費(Ⅱ) (2ユニット以上)	要介護1	822	単位	短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) (2ユニット以上)	要介護1	775	単位
	要介護2	860	単位		要介護2	811	単位
	要介護3	886	単位		要介護3	835	単位
	要介護4	903	単位		要介護4	851	単位
	要介護5	920	単位		要介護5	867	単位
介護予防短期利用共同生活介護費(1日につき)				介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)			
改正前				改正後			
介護予防短期利用共同生活 介護費(Ⅰ)	要支援2	831	単位	介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2	783	単位
介護予防短期利用共同生活 介護費(Ⅱ)	要支援2	818	単位	介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2	771	単位

②夜間の支援体制の充実

夜間における利用者の安全確保の強化を更に推進する観点から、事業所における夜間勤務体制の実態を踏まえ、現在は評価の対象となっていない宿直職員による夜間の加配を新たに評価するため、「夜間支援体制加算」を創設する。

(新設) ⇒ 夜間支援体制加算 (Ⅰ) 1 ユニット 50 単位/日
夜間支援体制加算 (Ⅱ) 2 ユニット以上 25 単位/日

注) 現行の夜間ケア加算は廃止する。

※ 算定要件等

夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を1ユニット1名配置することに加えて、夜勤を行う介護従業者又は宿直勤務を行う者を1名以上配置すること。

③看取り介護加算の充実 その1

看取り介護加算については、利用者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、認知症対応型共同生活介護事業所における看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化をPDCAサイクルにより推進することを要件として、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

	(現行)	(新)
死亡日以前4日以上30日以下	80 単位/日	⇒ 144 単位/日

※なお、死亡日の前日及び前々日・死亡日については、現行と同様

死亡日の前日及び前々日	680 単位/日	⇒	680 単位/日
死亡日	1,280 単位/日	⇒	1,280 単位/日

※算定要件等に変更あり (次頁)

③看取り介護加算の充実 その2

※ 算定要件等（変更点に係る部分を抜粋。）

（施設基準）

- 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。【新規】
- 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。【新規】
- 看取りに関する職員研修を行っていること。【新規】

（利用者基準）

- 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。【見直し】
- 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。【見直し】

④ユニット数の見直し

認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化する。

○基準省令第93条抜粋

(改定前)

指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。



(改定後)

指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

⑤同一建物に併設できる施設・事業所の範囲の見直し

認知症対応型共同生活介護事業所を広域型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等と同一建物に併設することについては、家庭的な環境と地域住民との交流の下、認知症対応型共同生活介護が適切に提供されるものと認められる場合には、併設を可能とする。

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(H18労働省通知)

(基準の新旧)

施設種別ごと一律に併設の可否を定めている現行規定を見直し、広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設との併設を含め、他の施設・事業所との併設については、認知症対応型共同生活介護事業所として適切なサービスが提供されることを前提に認めるものとする。

(注) 設備に関する基準

(消火設備その他の非常災害に際して必要な設備)

※ なお、指定認知症対応型共同生活介護事業所については、平成27年4月から、改正後の消防法施行令が施行され、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務づけられるので、留意されたい。